

知っていると安心！ 健康保険の各種サービス

健康保険組合では、相互扶養の精神のもと、会社と社員の皆さんから頂戴した保険料により、手厚いサービスを提供しています。その一部をご紹介しますので、病気・出産・健康管理の際にご利用ください。不明な点がございましたら、お気軽に健康保険組合までご連絡ください。



2025年度の保険料率

	種 類	会社負担	社員負担	合 計	備 考
1	健康保険	4.5714%	3.4286%	8.0%	給与から控除
2	介護保険	0.9%	0.9%	1.8%	40～64歳の社員が対象



医療費が高額になったときは・・・

医療費の自己負担が、所得区分に応じ定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた額が「高額療養費」として支給されます。また、窓口負担額が25,000円*を超えた場合、25,000円*を超えた額が自動的に支給されます。



病気のため長期間休んだときは・・・

病気・けがによる休職 ⇒ 傷病手当金(報酬日額の85%*×日数)を支給します。



出産に対する給付金※

出産費用への補助 ⇒ 出産育児一時金(1児につき500,000円)を支給します。



産休・育児休暇への支援

産休中の給付金 ⇒ 出産手当金(報酬日額の67%×日数)を支給します。

保険料免除 ⇒ 産休中・育休中は社会保険料が免除されます。

その他

情報提供 ⇒ 妊娠・出産の本を提供、育児雑誌を定期的に送付

LINEで医師と医療相談 ⇒ 小児科オンライン、産婦人科オンライン

※2025年度から変更になります。詳細は健保組合ホームページの公告7-1を参照ください。

健診やワクチン接種の補助など、詳細は
健康保険組合ホームページをご参照ください。



がん・生活習慣病対策

● 健 診

	種 類	対 象 者	補 助 金 額	備 考
1	人間ドック	35 歳以上の社員、被扶養配偶者	約 5 万円	契約施設で健診
2	巡回健診	35 歳以上の被扶養配偶者	約 2 万円	地域巡回型の健診
3	郵送健診(HPV)	34 歳以下の社員、被扶養配偶者	約 5 千円	自己採取による HPV 健診
4	郵送健診(生活習慣病)	34 歳以下の被扶養配偶者	約 6 千円	自己採血キットと Web サービスによる健診
5	子宮頸がん検診	34 歳以下の社員、被扶養配偶者	上限 7 千円	子宮頸がん検診の自己負担に対する補助

● 生活習慣改善

	種 類	対 象 者	備 考
1	特定保健指導	社員、被扶養配偶者	面談またはオンラインによるプログラム
2	ウォーキングキャンペーン	社員、被扶養者、派遣社員など	10～11 月開催 達成賞は新米 2kg
3	KENPOS(健康アプリ)	社員、被扶養配偶者	セルフケアのための Web アプリ
4	KENPOS ポイント(1P=1円)	社員、被扶養配偶者	健康記録などで貯めたポイントで商品交換

感染症対策

● ワクチン接種への補助

	種 類	対 象 者	補 助 金 額	備 考
1	インフルエンザ	社員、被扶養者	5,000 円	補助は年度で 1 回
2	MR ワクチン(混合)	社員、被扶養配偶者	15,000 円	補助は生涯で 1 回
3	带状疱疹	50 歳以上の社員、被扶養者	20,000 円	—
4	子宮頸がん(HPV)	社員、被扶養者	60,000 円	補助は生涯で 1 回
5	新型コロナ	社員、被扶養者	10,000 円	補助は年度で 1 回

● 抗体検査への補助

	種 類	対 象 者	補 助 金 額	備 考
1	風疹	社員、被扶養配偶者	8,000 円	補助は生涯で 1 回
2	麻疹(はしか)	社員、被扶養配偶者	8,000 円	補助は生涯で 1 回